

## 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザル審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザル（以下、「企画提案」という。）について、事業の円滑な推進を図り、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市立国保浅間総合病院経営改善支援業務に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審査事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案に対する実施要領等の承認に関する事
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関する事
- (3) その他必要な事項に関する事

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる委員6名で組織する。

非公表

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査終了日までとする。

### (委員長等)

第5条 審査委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は非公開とする。

### (秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、佐久市病院事業 経営戦略室に置く。

### (補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年1月20日から施行する。